

平成 3 0 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(8 月 定 例 会 議 事 録)

平成30年 8月10日(金) 15時20分～
津山市役所 2F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(19名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子 | 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | |

欠席委員(0名)

事務局(7名)

松岡 局長	宮野 次長	藤原 主任	流郷 主査
小椋 主任	大澤 主任	阿部 主査	

議 事

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 33 号 非農地証明願承認について

議案第 34 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 35 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 36 号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）

報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(15:20~)

事務局 局長

失礼します。只今から、平成30年8月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願い致します。

日笠 会長

はい。皆さんご苦労さまでございます。研修会に引き続いて、定例会をさせていただきますので、よろしく申し上げます。それでは私の方から議事録署名人を指名させていただきます。14番長森委員さんと、15番高山委員さん、宜しくお願いします。

事務局 (津山)

それでは議事に入ります。議案第30号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

失礼します。議案第30号の説明をいたします。今回、津山地区からのみ8件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、川崎の59歳の男性から、社会福祉法人への、福祉事業を行うための所有権移転です。譲受人は第1種並びに第2種社会福祉事業を行う法人であり、この度の申請では、運営する施設の利用者の方々に栽培の喜びや食への感心等、食育を推進する場として利用するとの利用計画書が添付されております。農地法では、社会福祉法人が当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、例外的に許可できることとなっており、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、鏡野町の44歳の男性から、同人への、増反による所有権移転です。申請人は平成17年に当地に農地法第5条の所有権移転許可を受け、一般住宅を建築しようとして所有権移転したものの、仕事の都合で居所を鏡野町に構える必要があったため、転用事業は行われておらず、この度、改めて農地として取得するため、3条申請を行うものです。鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されており、同農業委員会に問い合わせたところ、適正に耕作されていると報告を受けています。したがって、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、下高倉東の70歳の男性から、下高倉東の78歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、高野山西の59歳の男性から、高野山西の48歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、中島の84歳の女性から、同じく中島の82歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、国分寺の88歳の女性から、同じく国分寺の64歳会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-7についてですが、下田邑の72歳の女性から、同じく下田邑

				<p>の75歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。</p> <p>続きまして、1-8についてですが、山方の90歳の男性から、大田の51歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。</p> <p>議案第30号の説明は以上です。</p>
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。なら地元委員の説明をお願いします。1区。
大	山	委	員	はい、1区の大山です。1-1と、1-2について説明を致します。
				1-1は、川崎の[]というところで、入園者、あるいは職員の農作業、また食育に利用するということで、問題は無いと考えております。
				それから1-2につきましては、受人と渡人が同一人物で、私としては、届出だけで済むんじゃないかという風にくらいしか思っておりませんが、こういった変更があったということで、所有権の移転になるかと思えます。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。次、お願いします。
高	山	委	員	15番高山です。1-3について説明します。現地調査をして参りましたが、受人の[]は現状、本気で農業をされておまして、問題はございません。現地調査の内容で、高倉小学校の周辺に8筆ほどある農地も確認して、一部雑草繁茂の場所がありましたので、本人に確認しましたところ、営農計画書が今年までの期限切れで先方の要望により返したということで、お叱りを受けました。そういう状況なんで、年が明けたときの営農計画書が市に出された段階で、農業委員会には変更の知らせは来ないんですかね。実際に現地を見たんですけども、期限が切れて私の物じゃありませんということをおっしゃったので。
事	務	局		営農計画書については、農業委員会に報告はありません。というのも、営農計画書と利用権設定というのはまた別の話でして、営農計画書には、当然利用権設定をかけて貸し付けた、あるいは借り受けたということも記載しますけれども、利用権設定ではなく、農作業受委託についても営農計画書には貸付、借受と記載されますので、その点で違いがございまして、営農計画書というのはあくまで自己申告。農業委員会が審議するところは、法律上の利用権設定や農地法3条での貸し借りになりますので、その違いがありますということと、報告が無いということだけ、報告しておきます。
日	笠	会	長	はい、なら1-4。
小	島	委	員	8番小島です。本人も一生懸命されておりますので問題ないと思えます。
日	笠	会	長	はい、1-5については私が説明します。受人の[]所有の並びの農地で、問題は無いと思えます。よろしくをお願いします。4区の方。
井	家	上	委	4番井家上です。1-6につきましては、同居しておられる親子間の所有権移転でございまして、問題は無いと思えます。
日	笠	会	長	はい、5区の方。
池	田	委	員	3番池田です。場所は田邑の[]の、流通から出たところですか。本気でやっておられます。そういうことで、問題ないと思えます。
日	笠	会	長	はい、もう1つ。1-8。
長	森	委	員	14番長森でございます。1-8について、この件については特段問題は無いと見ておりますのでよろしくをお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今、議案第30号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん承認もらえますか。
		*		はい。
日	笠	会	長	ありがとうございます。賛成の方は挙手でお願いします。
		*		《 多数、挙手 》

建業です。申請地に建売住宅3棟を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については土留を設置し、雨水排水については溜桝を設けて既存水路に流し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・小原の田、324㎡、所有権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地1区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は山下に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野山西の田、239㎡、所有権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高5.4m程度の居宅1棟で、建蔽率は32%です。転用事業者は、高野山西にお住いの48歳会社員の男性です。現在アパートで生活していますが、将来のことを考え、現在の住居近くである申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁及び法面工により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合からは排水承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・一方の畑、525㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟及び露天駐車場で、建蔽率は22%です。なお、敷地面積は500㎡を超えておりますが、申請地は一筆であり、500㎡を超えた残りの面積が過少となり、隣接地と一体的に耕作することもできないとのことであるため、過少残地と考えております。転用事業者は、一方にお住いの29歳会社員の男性です。現在妻の実家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿桝を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-5番・津山口の田、1,746㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は津山口に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。現在、申請地に隣接する工場と周辺の資材置場に、製造した木製パレットを置いておりますが、建設資材の需要の増加により業務が拡張しており、数年前から完成品の保管場所に苦慮していたことから申請地を新たに露天資材置場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっていま

す。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・河面の畑、400㎡、所有権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高5.8m程度の居宅1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、上河原にお住いの43歳トラック運転手の男性です。現在実家に居住していますが、将来のことを考え、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については南北には水路があり、造成面をすき取り切土部分を整形することで対処し、雨水排水については、敷地内に勾配をつけて既存水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河面町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・国分寺の宅地、407㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.8m程度の居宅1棟と倉庫1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、阿波にお住いの32歳会社員の男性と保育士の女性のご夫婦です。現在借家で生活していますが、将来のことを考え、実家近くの父親が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。申請地は大部分が造成され、倉庫が建っていましたが、現在、倉庫は取り壊されております。転用にあたり、境界部分については、法面整備をして排水施設を設置し、雨水排水については、敷地内に勾配をつけて既存水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。国分寺町内会から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして1-8番・東一宮の畑、304㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.4m程度の居宅1棟と車庫1棟で、建蔽率は43%です。転用事業者は、東一宮にお住いの35歳公務員の男性です。現在隣接する実家で両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、父親所有の申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、周囲の土地より低い現状を生かし、雨水排水については、敷地内に沈殿枳及び側溝を新設して既存水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・東一宮の畑、894㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は上横野に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・上横野の畑、1,066㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、仮設

事務所設置のための一時転用で、期間は平成30年11月1日から平成31年4月30日までです。転用事業者は、上横野にお住いの55歳市議会議員の男性です。市議会議員選挙のための仮設事務所を設置し、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には盛土を設置し、雨水排水については、自然浸透させ、生活雑排水については、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。農用区域内にある農地の転用は、原則不許可ですが、例外許可規定の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・上村の田、410㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造2階建て全高7m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、院庄にお住まいの32歳会社員の女性です。現在アパートに居住しておりますが、将来のことを考え、実家近くの祖母の土地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については敷地内に排水施設及び沈殿柵を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。上村町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第32号勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。なら地元委員、1-1から。

はい、1区大山です。1-1、1-2について説明致します。

北園町、小原、どちらも住宅地のだ真ん中ということで、問題は無いと思います。よろしくお願ひします。

日 笠 会 長
小 島 委 員

はい、ありがとうございます。次、1-3。

8番小島です。1-3、今アパート住まいなので、近くを購入して家を建てるということで、よろしくお願ひします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。1-4について、説明させてもらいます。以前、秋田推進委員と現地を見に行きましたが、あじさい寺の門の前です。面積が大きいですけど、分筆して残してもしようがないので、過小残地ということでよろしくお願ひします。

それから1-5について、津山口の[]ですが、パレットを作っても置く場所が無いということで、拡張したいということで、問題ないと思います。

次、1-6。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-6、1-7について説明します。

1-6については、両隣がもう宅地になっております。住宅で挟まれた土地なので、問題ないと思います。

1-7については、先ほど事務局が言われましたけど、倉庫が建っていた分は撤去されて、新しく住宅を建てるということで、集落にも接続しておりますし、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。次。

14番長森でございます。1-8、1-9、1-10についてご説明致します。

1-8、これは東一宮の住宅の中でございまして、一般住宅を建てられるということで、特段問題は無いと思っております。

続きまして1-9でございますが、これも同じく東一宮で、住宅の中にありまして、先ほど事務局から説明がありましたとおり分譲住宅用の土地ということで、問題はないと思っております。

続きまして1-10でございますが、これも先ほど事務局から説明がありましたように、来年の選挙に向けて選挙用の事務所を仮設するというので、これも一時転用ですので特段問題は無いと思っております。

日笠会
松尾委員

はい、次。

10番松尾です。4-1ですが、他に迷惑をかけるような所でもないの、問題ないと思います。

日笠会
委員長

はい、ありがとうございました。32号に対して、事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん何かありますか。

*

日笠会
委員長

ありません。

無いようなら、賛成の方は挙手をお願いします。

*

日笠会
委員長

《 多数、挙手 》

*

日笠会
委員長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

《 大塚委員、退室 》

日笠会
委員長

議案第33号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。

高山委員

15番高山です。1-1、1-2、1-3について説明します。

1-1ですけども、過去から農業用倉庫、作業場として利用されておりましたけれど、今回分筆がきちっと出来たので、手続きを出すということです。

1-2ですけど、これは下高倉西にあるゴルフの打ちっ放しのところですが、その施設が出来た時から一部の農地がその中に入ってありまして、大きな鉄骨で事務所も建っておりますし、仕方ないということで、手続きを出すようにしました。

1-3、妙原なんですけど、これは平成17年頃に息子さんの居宅を新築されて、その段階で丁度家と家との間にあった農地を、重機を入れたり資材を置いたり埋め立てて、そのまま使っておったということです。今現在は宅地の中の駐車場のよう場所になっております。以上です。

日笠会
委員長

はい、1-4について私が説明します。農地の進入路として平成16年頃から使っておりましたということです。よろしくをお願いします。

次、1-5。平成18年頃から宅地の進入路として使っていました。

続いて、1-6。苦田ダムの立ち退きで、墓地は県知事の許可で取りました。墓地に進入路が無かったということで、許可書ももう無くなるとということで、仕方ないと思います。

1-7、議案第32号の1-4の並びですが、宅地と宅地の裏に細い土地が残っていたので仕方ないと思います。

それから1-8、津山市横山で、県道柵原線の道路のへりですが、道路へりには家が建っております。進入路が無く、その裏に農地が残っておったということです。よろしくをお願いします。

井家上委員

4番井家上です。1-9について説明を致します。先ほどの議案第32号の1-6の関連なんですけど、必要な所だけを相手方が欲しいということで、あとの四方に少しずつ残ったこれだけを、きちっと分筆されまして、ほとんどの所が水路ベリとかになって、農地としては利用できないということで、申請をされております。よろしくをお願いします。

1-10につきましては、金井なんですけども、金井の町内の集会所の隣で、この方はもう椿高下の方へ居住されてありまして、農地を農地として利用できず、かなり前から集会所の駐車場として貸しておられるようです。もうこれから先、農地として復旧して利用することは出来ないということで、申請を出されております。

日笠会
委員長

はい、今度は4-1、7区の方。

尾島委員	7番尾島です。4-1について説明をさせていただきます。昭和50年頃に、庭の一部として取り込んでしまったということで、仕方ないと思いますので、よろしくお願ひします。
松尾委員	10番松尾が4-2について説明させていただきます。親父さんの時代、昭和の時から水路やら山になってしまったというような現状で、どうしようもないと思いますのでよろしくお願ひします。
日笠会長	はい、今度は久米。
植本委員	はい、16番植本でございます。5-1につきまして、 の所ですが、このたび7月の豪雨で農業用施設等が被害を受けられまして、きちっと整理をしてされるということで、問題ないと思います。よろしくお願ひします。
日笠会長	はい、ありがとうございます。今、議案第33号について、地元委員さんの説明がありましたが、皆さん何かありませんか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》
* 日笠会長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
* 日笠会長	《 大塚委員、入室 》
日笠会長	議案第34号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。
	1-1、1-2、1-3については、田邑と戸島の境でございます。工業団地の東になりますが、これも数年前から荒廃していたので、仕方ないと思います。
	それから1-4から1-11までは、これは津山市の南横山の地区ですが、事務局2名と太田代理と私で、7月24日に現場を見ましたが、現場は2件家が残っておりますが、残りの方はもう県外へ出ておられて、山林化になってしまっておるので、仕方がないと思います。写真を回しますので、見てください。
* 日笠会長	《 写真回覧 》
日笠会長	はい、では見てもらうと思うんで、次を説明させていただきます。
	1-12ですが、これは八出の旧天神橋の上で、作陽高校の東になります。そういうようなところで、狭い所ですが、ずっと前から荒廃してしもうとんで、仕方がないと思うて見て帰りました。よろしくお願ひします。
池田委員	1-13、これもこの前からずっと続きの分で、しっかり荒れております。
日笠会長	はい、次、5-1。
植本委員	16番植本です。5-1につきましては、中国自動車道の残地でございまして、勾配のある土地でございまして、農地としては無理かなと思います。
	それから5-2につきましては、面積としては400㎡と大きいんですけど、畦畔だったり斜面だったりして、耕作面積としてはとても狭い土地になります。荒れてしもうとるということで、仕方ないと思います。よろしくお願ひします。
日笠会長	はい、ありがとうございます。議案第34号に対して、地元委員の説明がありましたが、皆さん何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	ありませんか。では賛成の方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》
* 日笠会長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
事務局	議案第35号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
	それでは、議案第35号 農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、21ページから22ページです。21ページに集計表を載せております。
	今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区2件、勝北地区1件の計3件で

す。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第35号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。

*
日笠会長 はい。

議案第36号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）について上程します。説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第36号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、23ページから25ページです。23ページに集計表を載せております。

これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、25ページの一番下に書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区10件、加茂地区1件、勝北地区4件の計15件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第36号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。そういうことで承認頂けますか。承認の方は挙手をお願いします。

*
日笠会長 ≪ 多数、挙手 ≫

報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。

日笠会長 報告第8号について説明します。議案書のページは26ページから29ページです。今回は、相続によるものが6件39筆となっております。

また、1-2、1-3、1-4につきましては現況が雑草繁茂、または無断転用の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第8号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。

*
日笠会長 ありません。

事務局 ありませんか。無い様ですので、事務局から報告事項はありませんか。

日笠会長 ありません。

事務局 はい、それでは事務局から次回の日程をお願いします。

日笠会長 はい、失礼します。事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の9月の定例委員会ですが、9月10日月曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の9月の定例委員会ですが、9月10日月曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日笠会長 それでは定例会を終了させていただきます。

太田会長代理 失礼します。長時間にわたりお疲れ様でした。これもちまして定例会を愁傷させて頂きます。お疲れ様でした。

*
お疲れ様でした。

(15:30 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
